

新座市新型インフルエンザ等対策本部会議（第26回）

- 1 日時 令和3年3月5日（金）／午前8時45分～9時
- 2 会議形式 WEB会議
- 3 概要

緊急事態宣言の期間再延長を踏まえ、市の対応について協議した。

- テレワーク・年次有給休暇取得の推進について
 - ・ 宣言延長に伴い、過日も国・県からテレワーク推進の徹底の要請があった。現在、415人分の端末等のシステム環境整備も行ったので、引き続き各部署で積極的に取り組んでもらいたい。
 - ・ また、年次休暇についても、年間16日以上を取得を目標としている。こちらも各課のコロナ対策推進員が中心となって取り組んでほしい。
- 公共施設の利用制限について
 - ・ 集会所、ふれあいの家について、宣言延長前と同様の内容で解除の日まで継続する。

<継続される制限内容>

集会所:午後6時以降の利用休止（予約済みのものは午後8時まで）

ふれあいの家:午後8時以降の時間帯を含む利用区分の休止(予約済みのものを含む。)

- ・ また、各種証明書の郵送申請に係る手数料と返信用郵送料の免除も同様に延長する。
- ・ 社会教育、スポーツ施設※についても、宣言延長前と同様の内容で解除の日まで継続する。

※ 公民館・コミュニティセンター、体育施設(屋内・外)、市民会館、ふるさと新座館
ほっとぷらざ、福祉の里、図書館分館

<継続される制限内容>

- ・ 午後8時以降の時間帯を含む利用区分の休止（予約済みのものを含む。）
- ・ 収容人数の制限（定員の50%以下）
- ・ 学校開放の休止